



○凡例 (  : マルの付いている区域)

: 災害危険区域     : 地すべり防止区域     : 急傾斜地崩壊危険区域

※土砂災害特別警戒区域については区域多数のため、三田市ホームページ「ハザードマップさんだ」にてご確認ください。

○注意事項

- 上記の図は一定の精度はありますが、あくまで参考図として示しています。エリア内かどうか判断が難しい場合は、所管の担当部署へ直接お問い合わせください。

- 各区域内かどうかのお問い合わせ先は以下となります。

1. **災害危険区域** (根拠法令: 建築基準法第39条第1項)

三田市まちの再生部都市政策室 審査指導課  
TEL:079-559-5115 FAX:079-559-7400

2. **地すべり防止区域** (根拠法令: 地すべり等防止法第3条第1項)

**急傾斜地崩壊危険区域** (根拠法令: 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項)

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所 管理第2課  
TEL:0797-83-3203 FAX:0797-86-4329

3. **土砂災害特別警戒区域** (根拠法令: 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)

三田市 危機管理課  
TEL:079-559-5057 FAX:079-559-1254

- この資料はあくまで長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定申請の為の原則禁止区域エリア確認用に担当課が作成したものですので、それ以外の用途に使用された場合の責任は一切負いかねますのでご了承ください。